

2026年度

玉川村住宅リフォーム支援事業

村では、村内経済の活性化を図るとともに、住宅の増改築・リフォームにより、村民が安全・安心で快適な生活を営める住宅環境の向上を支援するための補助金を予算の範囲内で交付します。

増改築・リフォーム工事に対し

工事費の

20%

最大で

20万円

補助します！

補助対象者

- ①村内にお住まいの方で、持ち家住宅を増改築・リフォームする方
- ②1年以内に本事業の交付を受けていない方

補助対象住宅

自ら居住する持ち家住宅

※併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であること。

補助対象工事

次に掲げるすべてを満たす工事

- ①増改築・リフォームに要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。）が20万円以上であること。
- ②村内に事務所を置く建築業者等が施工するものであること。

右記の工事

については、

補助金の対象と

なりません。

- (1) 公共工事に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外溝工事
- (3) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (4) その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事及び工事費用

補助率・補助限度額

補助対象工事に要する費用の20%に相当する額(※千円未満は切り捨て)

ただし、補助金の額が20万円を超える場合は、20万円を限度とします。

※予算額に達した場合は早期に終了となります。

※様式等は玉川村ホームページよりダウンロードしてください。

玉川村産業振興課

検索

問い合わせ先

玉川村産業振興課 TEL : 0247-57-4629 FAX : 0247-57-3952

<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/>

補助金交付申請に必要な書類

●補助金交付事前申込み ※工事施工前にご提出ください

→玉川村住宅リフォーム支援事業補助金交付事前申込み書（様式第1号）

添付書類

- ①補助対象工事内訳見積書の写し
- ②補助対象工事を行う場所の位置図
- ③前各号に定めるもののほか、村長が必要と認める書類

●補助金交付申請、実績報告、請求 ※工事施工後にご提出ください

→玉川村住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）

添付書類

- ①領収書の写し
- ②補助対象工事内訳請求書の写し（工事内容のわかる書類）
- ③補助対象工事の施工箇所を示した平面図
- ④補助対象工事を行う住宅又は住宅の部分の工事着手前及び着手後の写真
- ⑤増改築の場合、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- ⑥前各号に定めるもののほか、村長が必要と認める書類

→玉川村住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第5号）

補助事業申請フロー図

